

判決言渡 原本領収	令和4年1月18日
裁判所書記官 原 田 研 吾	

令和3年(ワ)第18455号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年10月12日

判 決

東京都

5 原 告 福 永 活 也

東京都

被 告 高 橋 雄 一 郎

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 10 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する令和3年8月25日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

15 第2 事案の概要

本件は、原告が、被告はツイッター(インターネットを利用してツイートと呼ばれる140文字以内のメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク)において、原告の社会的評価を低下させ名誉権を侵害するツイートあるいはリツイート(第三者のツイートを紹介ないし引用する、ツイッター上の再投稿)を行うとともに、原告の著作権を侵害するリツイートをを行い、これらの行為により、原告が精神的苦痛を受けたと主張して、被告に対し、不法行為に基づく慰謝料の一部として
20 30万円及びこれに対する被告による上記各投稿のうち最も遅くに投稿が行われた日である令和3年8月25日(以下、令和3年の出来事については、年の表記を省略する。)から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求め
25 る事案である。

- 1 前提事実(当事者間に争いがない。)

(1) 当事者

原告は弁護士であり、アカウント名を「福永活也@ひとり親支援法律事務所」、ユーザー名を「@fukunagakatsuya」とするツイッターアカウントを使用している。

被告は弁護士であり、アカウント名を「高橋雄一郎」、ユーザー名を「@kamatatylaw」とするツイッターアカウント（以下「被告アカウント」という。）を使用している。

(2) 被告によるリツイート

ア 「この指止めないbot」関係

アカウント名を「この指止めないbot」、ユーザー名を「@konoyubitomenai」とする匿名のツイッターアカウント（以下「匿名アカウント1」という。）を使用して、7月12日、別紙投稿記事目録番号①のツイート（以下「本件元ツイート①」という。）が行われた。

被告は、同日、被告アカウントを使用して、本件元ツイート①をリツイートした（当該リツイートを、以下「本件リツイート①」という。）。

その後、被告は、8月17日、被告アカウントを使用して、別紙投稿記事目録番号⑧の引用リツイート（以下「本件引用リツイート①」という。）を行った。

イ 「オードリー@小さな一歩調査隊」関係

アカウント名を「オードリー@小さな一歩調査隊」、ユーザー名を「@juken_oodorii」とする匿名のツイッターアカウント（以下「匿名アカウント2」といい、その作成者を「匿名作成者2」という。）を使用して、4月8日、別紙投稿記事目録番号②のツイート（以下「本件元ツイート②」という。）が行われた。

被告は、同日、被告アカウントを使用して、本件元ツイート②を、「こ、これは・・・」とのコメントを付してリツイートした（当該リツイートを、以下「本件リツイート②」という。）。

(イ) 匿名アカウント2を使用して、4月8日、別紙投稿記事目録番号③のツイート（以下「本件元ツイート③」という。）が行われた。

被告は、同日、被告アカウントを使用して、本件元ツイート③をリツイートした（当該リツイートを、以下「本件リツイート③」という。）。

(ウ) 匿名アカウント2を使用して、4月10日、別紙投稿記事目録番号④のツイート（以下「本件元ツイート④」という。）が行われた。

5 被告は、同日、被告アカウントを使用して、本件元ツイート④をリツイートした（当該リツイートを、以下「本件リツイート④」という。）。

ウ 「ぴ🐱🐶」関係

アカウント名を「ぴ🐱🐶」、ユーザー名を「@omoshiropipipi」とする匿名のツイッターアカウント（その作成者を、以下「匿名作成者3」という。）を使用して、
10 4月11日、別紙投稿記事目録番号⑩のツイート（以下「本件元ツイート⑤」という。）が行われた。

被告は、同日、被告アカウントを使用して、本件元ツイート⑤を、「ちょっとこれすごい。俺の答弁書がどんどんパワーアップしていく。」とのコメントを付してリツイートした（当該リツイートを、以下「本件リツイート⑤」という。）。

15 (3) 被告によるツイート

被告は、被告アカウントを使用して、次の各ツイートを行った。

ア 5月14日

別紙投稿記事目録番号⑤のツイート（以下「本件ツイート①」という。）

イ 5月29日

20 別紙投稿記事目録番号⑥のツイート（以下「本件ツイート②」という。）

ウ 6月28日

別紙投稿記事目録番号⑦のツイート（以下「本件ツイート③」という。）

エ 8月25日

別紙投稿記事目録番号⑨のツイート（以下「本件ツイート④」という。）

25 2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件リツイート①～④、本件引用リツイート①及び本件ツイート①～④が、

原告の社会的評価を低下させ、原告の名誉権を侵害するか否か（争点1）

（原告の主張）

ア 本件リツイート①及び本件引用リツイート①について

本件リツイート①及び本件引用リツイート①の引用元である本件元ツイート①は、
原告に対して、列挙された「ガムテープ」、「賭博罪」、「パパ活也」などの言葉
を發すると、發信者情報開示請求を受けるとの意味に理解できる。

そして、「賭博罪」との語は、原告が賭博罪を犯す人物であるとの解釈をさせる
具体的事実の摘示であるから、当該投稿は、原告が、法律の専門家である弁護士で
ありながら、賭博罪という犯罪を行う人物であるとの評価をもたらすものである。

また、「パパ活也」との語は、一般読者に、「パパ活」と「活也」を合わせた言
葉と理解させるものであるところ、「パパ活」とは、肉体関係を伴う売春行為を含
んだ交際をする人物や、トラブルの多い反倫理的、反社会的な交際をする人物、あ
るいは少なくとも異性関係において不健全、不適切な交際をする人物であるとの評
価を与えるものであるから、「パパ活也」との投稿は、原告がこのような意味合い
での「パパ活」をする人物、あるいは、少なくとも「パパ活」に密接に関与する人
物と解釈させる具体的事実の摘示である。

よって、これらの表現は、いずれも、原告の社会的評価を低下させるものである。

そして、本件リツイート①は、本件元ツイート①に係る投稿の表現内容をそのま
まの形で被告のフォロワーのツイッター画面のタイムラインに表示させて閲読可能
な状態に置くものであるとともに、被告は法律の専門家である弁護士であり、本件
元ツイート①の信用性、信ぴょう性をさらに補完した上で拡散するものといえ、原
告の名誉権を侵害する。

また、本件引用リツイート①は、被告による「単なる注意喚起にすぎないと思う」
とのコメントが付されているものの、これによって本件元ツイート①の内容が変容
したとは解釈できず、本件リツイート①と同様、本件元ツイート①の内容をそのま
ま被告のタイムライン上で拡散させるものであり、原告の名誉権を侵害する。

イ 本件リツイート②について

本件リツイート②の引用元である本件元ツイート②には、本文に「福永活也弁護士・・・に懲戒請求を出しています」と記載され、添付画像には「弁護士法第26条、第27条、第72条の違反、及び弁護士職務規定第11条、第12条、第13条、第29条違反につき、弁護士法第56条による東京弁護士会所属、福永活也弁護士の懲戒を求める」と記載されており、一般読者からすると、全くでたらめな懲戒請求ではなく、相応の根拠のある懲戒請求であり、原告について、
5 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000 1005 1010 1015 1020 1025 1030 1035 1040 1045 1050 1055 1060 1065 1070 1075 1080 1085 1090 1095 1100 1105 1110 1115 1120 1125 1130 1135 1140 1145 1150 1155 1160 1165 1170 1175 1180 1185 1190 1195 1200 1205 1210 1215 1220 1225 1230 1235 1240 1245 1250 1255 1260 1265 1270 1275 1280 1285 1290 1295 1300 1305 1310 1315 1320 1325 1330 1335 1340 1345 1350 1355 1360 1365 1370 1375 1380 1385 1390 1395 1400 1405 1410 1415 1420 1425 1430 1435 1440 1445 1450 1455 1460 1465 1470 1475 1480 1485 1490 1495 1500 1505 1510 1515 1520 1525 1530 1535 1540 1545 1550 1555 1560 1565 1570 1575 1580 1585 1590 1595 1600 1605 1610 1615 1620 1625 1630 1635 1640 1645 1650 1655 1660 1665 1670 1675 1680 1685 1690 1695 1700 1705 1710 1715 1720 1725 1730 1735 1740 1745 1750 1755 1760 1765 1770 1775 1780 1785 1790 1795 1800 1805 1810 1815 1820 1825 1830 1835 1840 1845 1850 1855 1860 1865 1870 1875 1880 1885 1890 1895 1900 1905 1910 1915 1920 1925 1930 1935 1940 1945 1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 2070 2075 2080 2085 2090 2095 2100 2105 2110 2115 2120 2125 2130 2135 2140 2145 2150 2155 2160 2165 2170 2175 2180 2185 2190 2195 2200 2205 2210 2215 2220 2225 2230 2235 2240 2245 2250 2255 2260 2265 2270 2275 2280 2285 2290 2295 2300 2305 2310 2315 2320 2325 2330 2335 2340 2345 2350 2355 2360 2365 2370 2375 2380 2385 2390 2395 2400 2405 2410 2415 2420 2425 2430 2435 2440 2445 2450 2455 2460 2465 2470 2475 2480 2485 2490 2495 2500 2505 2510 2515 2520 2525 2530 2535 2540 2545 2550 2555 2560 2565 2570 2575 2580 2585 2590 2595 2600 2605 2610 2615 2620 2625 2630 2635 2640 2645 2650 2655 2660 2665 2670 2675 2680 2685 2690 2695 2700 2705 2710 2715 2720 2725 2730 2735 2740 2745 2750 2755 2760 2765 2770 2775 2780 2785 2790 2795 2800 2805 2810 2815 2820 2825 2830 2835 2840 2845 2850 2855 2860 2865 2870 2875 2880 2885 2890 2895 2900 2905 2910 2915 2920 2925 2930 2935 2940 2945 2950 2955 2960 2965 2970 2975 2980 2985 2990 2995 3000 3005 3010 3015 3020 3025 3030 3035 3040 3045 3050 3055 3060 3065 3070 3075 3080 3085 3090 3095 3100 3105 3110 3115 3120 3125 3130 3135 3140 3145 3150 3155 3160 3165 3170 3175 3180 3185 3190 3195 3200 3205 3210 3215 3220 3225 3230 3235 3240 3245 3250 3255 3260 3265 3270 3275 3280 3285 3290 3295 3300 3305 3310 3315 3320 3325 3330 3335 3340 3345 3350 3355 3360 3365 3370 3375 3380 3385 3390 3395 3400 3405 3410 3415 3420 3425 3430 3435 3440 3445 3450 3455 3460 3465 3470 3475 3480 3485 3490 3495 3500 3505 3510 3515 3520 3525 3530 3535 3540 3545 3550 3555 3560 3565 3570 3575 3580 3585 3590 3595 3600 3605 3610 3615 3620 3625 3630 3635 3640 3645 3650 3655 3660 3665 3670 3675 3680 3685 3690 3695 3700 3705 3710 3715 3720 3725 3730 3735 3740 3745 3750 3755 3760 3765 3770 3775 3780 3785 3790 3795 3800 3805 3810 3815 3820 3825 3830 3835 3840 3845 3850 3855 3860 3865 3870 3875 3880 3885 3890 3895 3900 3905 3910 3915 3920 3925 3930 3935 3940 3945 3950 3955 3960 3965 3970 3975 3980 3985 3990 3995 4000 4005 4010 4015 4020 4025 4030 4035 4040 4045 4050 4055 4060 4065 4070 4075 4080 4085 4090 4095 4100 4105 4110 4115 4120 4125 4130 4135 4140 4145 4150 4155 4160 4165 4170 4175 4180 4185 4190 4195 4200 4205 4210 4215 4220 4225 4230 4235 4240 4245 4250 4255 4260 4265 4270 4275 4280 4285 4290 4295 4300 4305 4310 4315 4320 4325 4330 4335 4340 4345 4350 4355 4360 4365 4370 4375 4380 4385 4390 4395 4400 4405 4410 4415 4420 4425 4430 4435 4440 4445 4450 4455 4460 4465 4470 4475 4480 4485 4490 4495 4500 4505 4510 4515 4520 4525 4530 4535 4540 4545 4550 4555 4560 4565 4570 4575 4580 4585 4590 4595 4600 4605 4610 4615 4620 4625 4630 4635 4640 4645 4650 4655 4660 4665 4670 4675 4680 4685 4690 4695 4700 4705 4710 4715 4720 4725 4730 4735 4740 4745 4750 4755 4760 4765 4770 4775 4780 4785 4790 4795 4800 4805 4810 4815 4820 4825 4830 4835 4840 4845 4850 4855 4860 4865 4870 4875 4880 4885 4890 4895 4900 4905 4910 4915 4920 4925 4930 4935 4940 4945 4950 4955 4960 4965 4970 4975 4980 4985 4990 4995 5000 5005 5010 5015 5020 5025 5030 5035 5040 5045 5050 5055 5060 5065 5070 5075 5080 5085 5090 5095 5100 5105 5110 5115 5120 5125 5130 5135 5140 5145 5150 5155 5160 5165 5170 5175 5180 5185 5190 5195 5200 5205 5210 5215 5220 5225 5230 5235 5240 5245 5250 5255 5260 5265 5270 5275 5280 5285 5290 5295 5300 5305 5310 5315 5320 5325 5330 5335 5340 5345 5350 5355 5360 5365 5370 5375 5380 5385 5390 5395 5400 5405 5410 5415 5420 5425 5430 5435 5440 5445 5450 5455 5460 5465 5470 5475 5480 5485 5490 5495 5500 5505 5510 5515 5520 5525 5530 5535 5540 5545 5550 5555 5560 5565 5570 5575 5580 5585 5590 5595 5600 5605 5610 5615 5620 5625 5630 5635 5640 5645 5650 5655 5660 5665 5670 5675 5680 5685 5690 5695 5700 5705 5710 5715 5720 5725 5730 5735 5740 5745 5750 5755 5760 5765 5770 5775 5780 5785 5790 5795 5800 5805 5810 5815 5820 5825 5830 5835 5840 5845 5850 5855 5860 5865 5870 5875 5880 5885 5890 5895 5900 5905 5910 5915 5920 5925 5930 5935 5940 5945 5950 5955 5960 5965 5970 5975 5980 5985 5990 5995 6000 6005 6010 6015 6020 6025 6030 6035 6040 6045 6050 6055 6060 6065 6070 6075 6080 6085 6090 6095 6100 6105 6110 6115 6120 6125 6130 6135 6140 6145 6150 6155 6160 6165 6170 6175 6180 6185 6190 6195 6200 6205 6210 6215 6220 6225 6230 6235 6240 6245 6250 6255 6260 6265 6270 6275 6280 6285 6290 6295 6300 6305 6310 6315 6320 6325 6330 6335 6340 6345 6350 6355 6360 6365 6370 6375 6380 6385 6390 6395 6400 6405 6410 6415 6420 6425 6430 6435 6440 6445 6450 6455 6460 6465 6470 6475 6480 6485 6490 6495 6500 6505 6510 6515 6520 6525 6530 6535 6540 6545 6550 6555 6560 6565 6570 6575 6580 6585 6590 6595 6600 6605 6610 6615 6620 6625 6630 6635 6640 6645 6650 6655 6660 6665 6670 6675 6680 6685 6690 6695 6700 6705 6710 6715 6720 6725 6730 6735 6740 6745 6750 6755 6760 6765 6770 6775 6780 6785 6790 6795 6800 6805 6810 6815 6820 6825 6830 6835 6840 6845 6850 6855 6860 6865 6870 6875 6880 6885 6890 6895 6900 6905 6910 6915 6920 6925 6930 6935 6940 6945 6950 6955 6960 6965 6970 6975 6980 6985 6990 6995 7000 7005 7010 7015 7020 7025 7030 7035 7040 7045 7050 7055 7060 7065 7070 7075 7080 7085 7090 7095 7100 7105 7110 7115 7120 7125 7130 7135 7140 7145 7150 7155 7160 7165 7170 7175 7180 7185 7190 7195 7200 7205 7210 7215 7220 7225 7230 7235 7240 7245 7250 7255 7260 7265 7270 7275 7280 7285 7290 7295 7300 7305 7310 7315 7320 7325 7330 7335 7340 7345 7350 7355 7360 7365 7370 7375 7380 7385 7390 7395 7400 7405 7410 7415 7420 7425 7430 7435 7440 7445 7450 7455 7460 7465 7470 7475 7480 7485 7490 7495 7500 7505 7510 7515 7520 7525 7530 7535 7540 7545 7550 7555 7560 7565 7570 7575 7580 7585 7590 7595 7600 7605 7610 7615 7620 7625 7630 7635 7640 7645 7650 7655 7660 7665 7670 7675 7680 7685 7690 7695 7700 7705 7710 7715 7720 7725 7730 7735 7740 7745 7750 7755 7760 7765 7770 7775 7780 7785 7790 7795 7800 7805 7810 7815 7820 7825 7830 7835 7840 7845 7850 7855 7860 7865 7870 7875 7880 7885 7890 7895 7900 7905 7910 7915 7920 7925 7930 7935 7940 7945 7950 7955 7960 7965 7970 7975 7980 7985 7990 7995 8000 8005 8010 8015 8020 8025 8030 8035 8040 8045 8050 8055 8060 8065 8070 8075 8080 8085 8090 8095 8100 8105 8110 8115 8120 8125 8130 8135 8140 8145 8150 8155 8160 8165 8170 8175 8180 8185 8190 8195 8200 8205 8210 8215 8220 8225 8230 8235 8240 8245 8250 8255 8260 8265 8270 8275 8280 8285 8290 8295 8300 8305 8310 8315 8320 8325 8330 8335 8340 8345 8350 8355 8360 8365 8370 8375 8380 8385 8390 8395 8400 8405 8410 8415 8420 8425 8430 8435 8440 8445 8450 8455 8460 8465 8470 8475 8480 8485 8490 8495 8500 8505 8510 8515 8520 8525 8530 8535 8540 8545 8550 8555 8560 8565 8570 8575 8580 8585 8590 8595 8600 8605 8610 8615 8620 8625 8630 8635 8640 8645 8650 8655 8660 8665 8670 8675 8680 8685 8690 8695 8700 8705 8710 8715 8720 8725 8730 8735 8740 8745 8750 8755 8760 8765 8770 8775 8780 8785 8790 8795 8800 8805 8810 8815 8820 8825 8830 8835 8840 8845 8850 8855 8860 8865 8870 8875 8880 8885 8890 8895 8900 8905 8910 8915 8920 8925 8930 8935 8940 8945 8950 8955 8960 8965 8970 8975 8980 8985 8990 8995 9000 9005 9010 9015 9020 9025 9030 9035 9040 9045 9050 9055 9060 9065 9070 9075 9080 9085 9090 9095 9100 9105 9110 9115 9120 9125 9130 9135 9140 9145 9150 9155 9160 9165 9170 9175 9180 9185 9190 9195 9200 9205 9210 9215 9220 9225 9230 9235 9240 9245 9250 9255 9260 9265 9270 9275 9280 9285 9290 9295 9300 9305 9310 9315 9320 9325 9330 9335 9340 9345 9350 9355 9360 9365 9370 9375 9380 9385 9390 9395 9400 9405 9410 9415 9420 9425 9430 9435 9440 9445 9450 9455 9460 9465 9470 9475 9480 9485 9490 9495 9500 9505 9510 9515 9520 9525 9530 9535 9540 9545 9550 9555 9560 9565 9570 9575 9580 9585 9590 9595 9600 9605 9610 9615 9620 9625 9630 9635 9640 9645 9650 9655 9660 9665 9670 9675 9680 9685 9690 9695 9700 9705 9710 9715 9720 9725 9730 9735 9740 9745 9750 9755 9760 9765 9770 9775 9780 9785 9790 9795 9800 9805 9810 9815 9820 9825 9830 9835 9840 9845 9850 9855 9860 9865 9870 9875 9880 9885 9890 9895 9900 9905 9910 9915 9920 9925 9930 9935 9940 9945 9950 9955 9960 9965 9970 9975 9980 9985 9990 9995 10000 10005 10010 10015 10020 10025 10030 10035 10040 10045 10050 10055 10060 10065 10070 10075 10080 10085 10090 10095 10100 10105 10110 10115 10120 10125 10130 10135 10140 10145 10150 10155 10160 10165 10170 10175 10180 10185 10190 10195 10200 10205 10210 10215 10220 10225 10230 10235 10240 10245 10250 10255 10260 10265 10270

よう性を与え、原告の名誉権を侵害する。

エ 本件リツイート④について

本件リツイート④の引用元である本件元ツイート④は、原告に対して懲戒請求したこと及びその結果調査開始となったことに言及しており、本件元ツイート②及び
6 ③と併せ、原告が弁護士法違反を行っているとの具体的事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させるものである。

そして、本件リツイート④は、本件元ツイート④に係る投稿を自らのタイムラインに拡散させる行為であるとともに、被告が法律の専門家である弁護士であり、本件元ツイート④の内容を拡散させることは、一般読者からすれば、よほど合理的で
10 具体的な根拠事実があると理解させるものであり、本件元ツイート④に一層の信ぴょう性を与えるものである。さらに、被告が、この投稿に連ねて、原告に対して「金がないんだと疑っているよ。そうでなきゃあんなのには手を出さないよ」と言及し、原告が違法行為に手を染めているかのような印象を抱く投稿をしていることなどからすれば、一層、原告の名誉権を侵害する。

15 オ 本件ツイート①及び②について

本件ツイート①及び②は、いずれも、第三者による原告に対する投稿を引用してツイートするものであり、原告に対する言及であると理解されるところ、当該第三者の投稿は、「福永また懲戒請求される」、「懲戒請求再び福永活也」とタイトルに記載されているものであるが、原告が懲戒請求されたという事実は、一般読者からすると、全くでたらめな懲戒請求ではなく、相応の根拠のある懲戒請求、すなわ
20 ち、原告について、弁護士法違反等を根拠付ける具体的事実が存在すると解釈するのが通常である。

そして、本件ツイート①及び②は、原告が懲戒請求を受けていることを自らのタイムライン上に殊更に拡散させるものであるが、弁護士である被告がこのような拡散行為をすれば、当該懲戒請求には一層信ぴょう性があるものと評価されるのが自然であり、本件ツイート①及び②は、原告が弁護士法違反を行っているとの印象を
25

抱かせる具体的事実の摘示であるといえ、原告の社会的評価を低下させ、原告の名誉権を侵害する。

カ 本件ツイート③について

本件ツイート③は、原告と被告との間の別件の訴訟（当庁令和3年（ワ）第6059号損害賠償請求事件。以下「別件訴訟1」という。）に関し、原告が準備書面を裁判所には提出したが被告には直送していないと述べるものである。

このような言及は、原告について、本来裁判手続として行うべきことを行っていない弁護士であるとの評価をもたらすものであり、原告の社会的評価を低下させ、原告の名誉権を侵害する具体的事実の摘示であるから、原告の名誉権を侵害する。

10 キ 本件ツイート④について

本件ツイート④における「福永先生」とは原告を指していると容易に理解させるものであるところ、同ツイートは、原告と被告との間の別件の訴訟（当庁令和3年（ワ）第13983号損害賠償請求事件。以下「別件訴訟2」という。）に関して、「福永先生から「訴えの追加的変更（請求の拡張）」という書面が直送されてきた」と述べており、一般読者、特に一定程度民事訴訟法に詳しい読者層にとって、原告が本来送達が必要な訴えの変更について、民事訴訟法143条2項の規定を理解せずに直送したと理解させるものである。とりたてて、被告は、本件ツイート③のように、原告による別件訴訟1における民事訴訟手続上の行為を批判する投稿をしているから、本件ツイート④についても、読者に対し、原告が何か間違った訴訟手続を行ったと想定して理解させるものである。

原告は、弁護士であり、弁護士を中心に一定程度民事訴訟法に詳しい読者層における社会的評価も要保護性があるが、本件ツイート④は、このような原告に対して、民事訴訟法の知識が乏しいと評価させる投稿であって、原告の社会的評価を低下させ、その名誉権を侵害する具体的事実を摘示するものである。

25 （被告の主張）

ア 本件リツイート①及び本件引用リツイート①について

本件元ツイート①は、原告について、「ガムテープ」、「賭博罪」、「パパ活也」という表現を用いて言及すると、名誉感情侵害や名誉権侵害を理由に発信者情報開示請求を受けることを指摘し、これらの表現を用いて原告について言及しないように警告する意味を超えるものではなく、原告が、賭博罪を犯すとか、パパ活という年齢不相応な交際をするという趣旨には理解することができない。

よって、本件元ツイート①は、原告が賭博罪やパパ活を行う人物であるとの事実摘示を含むものではなく、原告の社会的評価を何ら低下させないから、これをリツイートする本件リツイート①は違法ではない。

本件リツイート①と、その直後のツイートである「このあたりからテレサが飛んできたとしても、不愉快な気持ちになる必要なんかないわけで、●●くんとあそぼう！みたいなノリで楽しめばいいと思います。自分もそんな感じで楽しんでますよ。そろそろ結審かと思ってたところで別訴が飛んできて、「よっし、もう1ラウンド」みたいな。」とのツイートを併せて読めば、本件リツイート①は、決して原告が賭博やパパ活をしたという事実を摘示する趣旨での引用ではなく、「はあちゅう」及び「福永活也」から発信者情報開示請求がくる可能性があるという趣旨での引用であることは明らかである。

本件引用リツイート①は、本件訴訟の訴状が被告に送達され、その請求原因1が本件元ツイート①をリツイートする本件リツイート①であったことから、それを淡々と述べる内容であり、「これが請求原因1 単なる注意喚起にすぎないと思う」（したがって、何ら違法性がない。）というコメントとともに、本件元ツイート①の内容を引用して再掲するものである。

上記のとおり、本件元ツイート①が原告の社会的評価を低下させる事実の摘示を何ら含まない以上、これを引用してその趣旨が単なる注意喚起にすぎないと言及する本件引用リツイート①は、何ら違法ではない。

イ 本件リツイート②について

本件元ツイート②から読み取ることができることは、匿名作成者2が、原告及び

大本総合法律事務所の弁護士について懲戒請求を出しているということだけであり、原告が主張するような弁護士法及び弁護士職務基本規程の各条文違反を根拠付ける具体的事実は何ら摘示されていないし、それぞれの違反となる具体的な行為を行ったとの具体的事実の摘示も含まれていない。

5 弁護士を相手とした懲戒請求は何人もすることが可能であり、懲戒請求がされたからといって直ちに弁護士法違反があったと確定するわけではない。すなわち、本件元ツイート②に接した閲覧者は、匿名作成者2が原告及び大本総合法律事務所の弁護士に懲戒請求をしたという事実は認識するが、それを超えて、原告に懲戒事由があるとか、原告が直ちに懲戒処分される、という認識には至らない。よって、原告の社会的評価は何ら低下していない。

そして、本件リツイート②は、本件元ツイート②に「こ、これは・・・」という驚きの言葉を添えてあるにすぎず、本件元ツイート②で言及された懲戒請求にお墨付きを与えるものではないことは容易に理解されるから、本件リツイート②により、原告の社会的評価は何ら低下しない。

15 ウ 本件リツイート③について

本件元ツイート③は、添付された画像において、原告が株式会社小さな一歩（以下「小さな一歩社」という。）を代理して債権回収をしているところ、相手方債務者に通知した振込指定口座が原告の預り金口座ではなく小さな一歩社のものであったという事実を摘示するものであり、それ自体は必ずしも不適切ということではないから、これのみで原告の社会的評価が低下することはないのが原則である。

そして、「本日は黒がかなり増えたような・・・福永センセと非弁オセロゲーム中。」、「クロデショ」などの記載は、匿名作成者2の意見を提供するものであり、同作成者の公正な論評にすぎず、違法ではない。

25 本件リツイート③は、本件元ツイート③のリツイートであり、事実摘示部分は何ら原告の社会的評価を低下させるものではなく、意見提供部分は匿名作成者2の個人的な論評であり、これにお墨付きを与えるような態様でのリツイートではない。

エ 本件リツイート④について

本件元ツイート④から読み取れることは、匿名作成者2が原告と大木総合法律事務所に懲戒請求を出し、「懲戒開始通知書」が送付されてきた、ということのみであり、原告が弁護士法違反を行っているとの具体的な事実の摘示は含まれていない。

よって、これによって原告の社会的評価は何ら低下しておらず、これを引用する本件リツイート④も何ら違法ではない。

オ 本件ツイート①及び②について

本件ツイート①は、「福永また懲戒請求される。」というyoutubeの動画を紹介するツイートを引用するものであり、本件ツイート②は、「懲戒請求再び福永活也」という表題のyoutubeの動画へのリンクを含むツイートである。

原告が問題視する部分は、「福永また懲戒請求される。」及び「懲戒請求再び福永活也」との各表現であるが、これらの表現からは、原告が複数回懲戒請求されたという事実しか読み取ることができず、原告が弁護士法違反行為をしたことの実事の摘示は一切含まれていない。よって、本件ツイート①及び②では、原告の社会的評価は何ら低下しない。

カ 本件ツイート③について

本件ツイート③は、別件訴訟1において、原告が口頭弁論期日の前日の日曜日の午後に準備書面を被告の事務所にファックス送信し、被告は同期日当日には事務所に立ち寄らずに裁判所に直行したので上記準備書面を受け取ることができなかったことを踏まえて投稿されたものであり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

キ 本件ツイート④について

本件ツイート④は、別件訴訟2において、初回の口頭弁論期日において弁論終結が予定されていたところ、原告がその3日前の深夜にファックスにて「訴えの追加的変更（請求の拡張）」という書面を被告に直送してきたため、これをその翌日に受領した被告が投稿したものである。

弁論終結が予定されている期日の数日前に訴えの追加的変更をする場合、被告にその内容を検討する機会を与えるため、送達とは別にファックスにて直送するのは訴訟実務でありむしろ常識であるから、それについて言及する本件ツイート④は、原告の社会的評価を低下させるものではない。

5 (2) 本件リツイート②～④の投稿について、違法性を阻却する事由があるか否か
(争点2)

(被告の主張)

ア 小さな一歩社は、未払となっている養育費の回収代行を事業として行っており、同社が養育費債権者と保証契約を締結し、15～25%の保証料を天引きして
10 保証債務を履行するとともに、取得した求償権を養育費支払義務者に請求するという手順をとっているが、同社の養育費保証サービスはまさに求償権を取得するために行われており、実質的には15～25%のディスカウントでの養育費債権の買取りにほかならない。

よって、このスキームは、弁護士法73条の「他人の権利を譲り受けて・・・その権利の実行をすることを業とすること」に該当する。この点、日本弁護士連合会
15 は、このスキームに関して、「養育費保証サービスは、養育費請求権という他人の権利を、保証による求償権取得という形で実質的に譲り受けて、交渉等の手段により業として養育費回収を行っていることから、弁護士法73条に抵触します。」として、会員に対して注意喚起している。

20 しかるところ、原告は、小さな一歩社から依頼者の紹介（事件の周旋）を受けており、このことは、弁護士法27条及び弁護士職務基本規程11条に違反する。

そして、匿名作成者2は、原告及び他の小さな一歩社の提携弁護士に対して懲戒請求を行うに当たり、上記のとおり的事件の周旋を裏付ける書面を提出しているから、この懲戒請求は合理的な根拠に基づくものであり違法ではなく、これを公にする
25 ことも違法ではない。

イ 万が一、本件元ツイート②～④によって原告の社会的評価が低下したとして

も、弁護士には業務遂行において高い職業倫理が課されており、弁護士法や弁護士職務基本規程に反する行為をしているかどうかは公共の利害に係ること、客観的証拠から弁護士法や弁護士職務基本規程に反する行為をしていると合理的に判断できる弁護士を対象に懲戒請求することには公益を図る目的があり、これを公表することも、非弁提携の被害者救済という公益を図る目的があること、少なくとも小さな一歩社が「養育費保証サービス」と称して実質的には養育費債権の買取りをしており、日本弁護士連合会がこれを弁護士法73条違反であると会員弁護士に注意喚起しているにもかかわらず、原告は小さな一歩社から依頼者の紹介（事件の周旋）を受けていることは真実であること、本件元ツイート②～④は文面からして何ら人身攻撃の要素は存在しないこと、からすれば、これらの元ツイートの違法性は阻却される。

（原告の主張）

小さな一歩社による養育費保証サービスが弁護士法違反となる可能性が生じるのは、それが実質的に債権譲渡等に該当することが認定された場合であるが、単に保証履行を行った場合に求償権を取得することをもって実質的に債権の買取り等に該当するといえるのであれば、世の中にある保証契約は、全て主債務者の債務不履行時には保証人が保証履行を行い、その結果求償権を取得するのであるから、一律に債権買取り等に該当してしまいが、到底そのようには考えられていない。

したがって、単に保証履行を行った場合に求償権を取得することをもって、小さな一歩社の養育費保証サービスが実質的に債権の買取り等に該当すると述べる本件元ツイート②～④及び本件リツイート②～④は、何ら真実に基づくものではない。

また、上記各ツイートは、何ら具体的な検討もせず、思い込みで原告に懲戒請求を行い、かつこれを公開して拡散させるものであって、専ら原告の社会的評価を低下させるために行われている個人攻撃であり、公益性は認められない。

25 (3) 本件リツイート⑤が原告の複製権及び公衆送信権を侵害するか否か（争点3）

（原告の主張）


本件リツイート⑤の引用元である本件元ツイート⑤は、匿名作成者3が運営する「界限監視ツール」なるウェブサイト (<https://tw.anti-hachu.life/login>。以下「本件サイト」という。)の案内をするものであるところ、本件サイトは、原告のツイートを原告に無断で転載して共有するためのサイトであり、少なくとも4月14日の
5 時点で、誰でも閲覧することができる仕様であった。

原告による各ツイートは、いずれも作成者である原告の個性の表出が見られるものであり、原告の思想又は感情を創作的に表現したものとして、原告の著作物に該当し、原告は、自らの各ツイートについて、複製権及び公衆送信権を専有する。

しかしながら、匿名作成者3は、原告に無断で原告のツイートを転載しており、
10 原告の複製権及び公衆送信権を侵害する。

そして、被告は、本件元ツイート⑤に「ちょっとこれすごい」とのコメントを付けて引用リツイートする本件リツイート⑤を行っており、本件サイトを推奨・宣伝しつつ、殊更に本件元ツイート⑤及びこれに引用されている本件サイトを自らのタイムラインに拡散させた。

被告は、自ら弁理士及び弁護士を名乗っており、法律の専門家でありかつ著作権について深い知見を有していると評価されることからすると、このような被告が本件元ツイート⑤及び本件サイトを推奨・宣伝することは、一層本件サイトを合法的なものとして拡散させ、原告の著作権侵害を拡大させる行為であって、被告による本件リツイート⑤は、原告の複製権及び公衆送信権を侵害する。
15

さらに、被告は、本件サイトについて、本件リツイート⑤において「ちょっとこれすごい」と述べるだけでなく、他のツイートにおいても、「ほんとうにありがとうございます」、「びツールが違法なわけない」、「恥をかかされたから許せないのしょう」などと、原告の複製権及び公衆送信権を侵害する違法サイトを推奨、宣伝し、当該サイトは違法ではないと公言することで違法状態を教唆的に助長しているのであるから、被告及び匿名作成者3は主観的に密接関連性が認められ、
20 両者について共同不法行為責任が成立する。
25

(被告の主張)

原告は、本件リツイート⑤が原告の複製権及び公衆送信権を侵害すると主張するが、原告は被告の複製権及び公衆送信権侵害に係る具体的行為を特定しておらず、原告の主張は失当である。

6 また、本件リツイート⑤は、匿名作成者3により作成された、本件サイトからアクセス可能な削除済みツイートの検索表示ツール（以下「本件ツール」という。）にバージョンアップを施した旨の本件元ツイート⑤を引用するものであるところ、匿名作成者3が本件サイト上で本件ツールを提供することで、原告の消去済みの過去のツイートについての原告の複製権や公衆送信権を侵害するとしても、被告は本
10 件サイトを別件の訴訟の答弁書起案に利用しただけであり、本件サイトの作成には一切関与しておらず、匿名作成者3との間で意を通じるといった主観的に密接関連性のある関係も全く存在しないことから、行為の関連共同性が認められず、被告が匿名作成者3とともに共同不法行為責任を負うはずがない。

15 (4) 本件リツイート⑤の投稿について、違法性を阻却する事由があるか否か（争点4）

(被告の主張)

匿名作成者3は、自らの「福永ガムテパパ活也」とのツイートに関して、原告が発信者情報開示請求を行ったことから、いずれ原告より名誉毀損に基づく損害賠償請求を受けるであろうことを予期して、原告のツイートを証拠保全するため、イン
20 ターネット上に散在する原告等のツイートに係るデータを収集して一覧性を持たせたWebアプリケーションである本件ツールを作成し、原告のツイート削除に備えることとした。

さらに、匿名作成者3は、4月11日には、原告から名誉感情侵害や名誉毀損で訴えられた人のために、「特に訴えを起こされている弁護士の皆様にもお役立ていただけるように、過去ログを集めたツールを作っています。ご活用ください」など
25 として、本件ツールを本件サイトにおいて公開した。

そうすると、本件ツールは、裁判手続のために必要と認められる場合に、その限度において原告によるツイートを活用するものであり、著作権法42条によって何ら違法ではない。

さらに、本件ツールは、原告のツイートを引用して利用するものであるが、その意図をねじ曲げることなく忠実に再現し時系列的に並べて検索できるようにしていることから、公正な慣行に合致することは問題がなく、その利用は、裁判手続における利用という正当な目的に沿って正当な範囲内で行われている。よって、本件ツールは、著作権法32条によって何ら違法ではない。

加えて、仮に本件リツイート⑤が本件サイトを推奨・宣伝するものであるとしても、同リツイートは、訴訟での利用に限定されたものであり、何ら訴訟外での利用を推奨・宣伝するものではない。そして、訴訟目的での本件ツールの利用は、仮に複製権侵害をもたらすとしても、著作権法42条によって正当化される。

(原告の主張)

仮に、本件ツールが、原告のツイッター内の投稿を証拠として保存するためのものであるとしても、その必要性は手元に保存しておくまでであって、公衆送信することについて何らの正当性も認められない。また、引用要件としても、原告のツイッター内の投稿を全部引用するものであるから、引用要件を満たさない。

(5) 原告の被った損害の額(争点5)

(原告の主張)

法律の専門家である弁護士及び弁理士であり、2万人以上のフォロワーを有するツイッターアカウントの保有者である被告による本件リツイート①～⑤、本件引用リツイート①及び本件ツイート①～④の各投稿により、原告の名誉権及び著作権が侵害された。

これによる原告の精神的苦痛を慰謝する慰謝料は、130万円を下らないが、本訴においては、その一部として30万円を請求する。

(被告の主張)

原告の主張は、否認又は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

(1) 本件リツイート①及び本件引用リツイート①について

5 インターネット上に投稿等された記事の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の閲覧者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきであると解されるどころ、本件リツイート①及び本件引用リツイート①の引用元である本件元ツイート①は、「【開示請求が飛んでくる魔法の言葉】」との表題の下、「福永活也」すなわち原告については、「ガムテープ」、「賭博罪」及び「パパ活

10 也」との語を列挙する内容のものである。

このような本件元ツイート①の内容に加え、匿名アカウント1について、「発信者情報開示請求を濫用し、意見論評を封殺しようとする勢力の台頭に危機感を感じ立ち上がったアカウント。」などと説明されていること（甲3）に照らすと、本件元ツイート①は、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にしても、ツイッター

15 等において、原告について、「ガムテープ」、「賭博罪」及び「パパ活也」との語を用いて投稿すると、発信者情報開示請求を受けることを指摘し、注意喚起する旨のものであると理解することができる。

このような本件元ツイート①の趣旨に照らすと、同ツイートにおける「賭博罪」や「パパ活」の語は、原告が賭博罪や「パパ活」に関与しているとの趣旨で用いら

20 れているものではないと容易に理解することができるから、そのような事実の摘示を含むものとは認められない。よって、本件元ツイート①は、原告の社会的評価を低下させるような事実の摘示を含むものとはいえず、これによって原告の名誉権が侵害されるということとはできない。

したがって、本件元ツイート①をそのまま引用して行われた本件リツイート①、

25 及び、「これが請求原因1 単なる注意喚起にすぎないと思う」との文言を付して本件元ツイート①を引用した本件引用リツイート①もまた、原告の社会的評価を低

下させる事実の摘示を含むものとはいえず、これによって原告の名誉権が侵害されたとは認められない。これに反する原告の主張は、採用することができない。

(2) 本件リツイート②について

ア 本件リツイート②の引用元である本件元ツイート②は、本文に「#小さな一
5 歩がせっかく話題になっているので、フライングで報告します。エイプリルフル
に、福永活也弁護士と大本総合法律事務所に懲戒請求を出しています。（現在、調
査開始通知書待ち）」と記載されるとともに、原告を懲戒対象弁護士とする東京弁
護士会会長宛ての4月1日付け懲戒請求書の抜粋（1頁目及び6頁目。以下「本件
請求書抜粋」という。）の画像が添付されており、同請求書抜粋には、懲戒請求の
10 趣旨として、「弁護士法第26条、第27条、第72条の違反、及び弁護士職務規
定第11条、第12条、第13条、第29条違反につき、弁護士法第56条による
東京弁護士会所属、福永活也弁護士の懲戒を求める」と記載され、懲戒請求の理由
として、「養育費あんしん受取サービス」と称するサービスを展開している小さな
一歩社による非弁行為が主張されているほか、証拠方法の欄に、小さな一歩社のホ
15 ームページや受任通知書、紹介依頼書兼情報提供同意書、委任契約書、委任状など
の文書等の標目が記載されている（甲9の1～3）。

上記のような本件元ツイート②の内容に照らすと、本件元ツイート②は、匿名作
成者2が、原告を懲戒対象弁護士として、小さな一歩社に非弁行為があるなどと主
張して、本件請求書抜粋に列挙された弁護士法及び弁護士職務基本規程違反を理由
20 に、原告に対する懲戒請求を行った事実を摘示するものであるということが出来る。

一方、本件元ツイート②には、本件請求書抜粋の中に違反の根拠となる条文は列
挙されているものの、これらの条文違反に該当する具体的な事実関係についての記
載は含まれておらず、原告に対する懲戒事由の存在を裏付ける証拠等の具体的内容
についての言及もない。

25 そうすると、本件元ツイート②を閲覧した一般の閲覧者の普通の注意と読み方を
基準にしても、匿名作成者2が、原告に対して、列挙された弁護士法等の条文違反

を理由に懲戒請求を行ったと理解するにとどまり、懲戒事由を構成する具体的事実やその存否は定かではないから、これをもって原告の社会的評価を低下させるに足る具体的事実が摘示されているということとはできない。

したがって、このような本件元ツイート②に「こ、これは・・・」との文言のみを付してこれを引用した本件リツイート②もまた、原告の社会的評価を低下させる事実の摘示を含むものとはいえず、これによって原告の名誉権が侵害されたとは認められない。

イ 原告は、本件元ツイート②について、一般読者からすると相応の根拠のある懲戒請求であり、原告について、列挙された各条文違反を根拠付ける具体的事実が存在すると解釈するのが通常であるから、本件元ツイート②は、原告が、列挙された各条文違反となる具体的な行為を行ったとの具体的事実を摘示するものである旨主張する。

しかしながら、本件元ツイート②に弁護士法及び弁護士職務基本規程の条文が列挙されていることのみをもって、各条文に違反する具体的事実の摘示と同視することは到底できないし、一般の閲覧者において、当該懲戒請求に相応の根拠があると理解することもできないというべきである。なお、原告は、弁護士である被告が本件元ツイート②の内容を拡散させることは、一般の読者にとって、本件元ツイート②に一層の信ぴょう性を与えるものであるとも主張するが、本件リツイート②を見ても、本件元ツイート②についての被告自身の見解は何ら明らかにされていないから、一般の閲覧者が、本件リツイート②が弁護士である被告によるものであることをもって、本件元ツイート②において言及された懲戒請求に相応の理由があると理解するとはいえない。

よって、原告の上記主張は、採用することができない。

(3) 本件リツイート③について

本件リツイート③の引用元である本件元ツイート③は、本文に「本日は黒がかなり増えたような... 福永センスと非弁オセロゲーム中。なぜ養育費の振り込み口座

番号が、法律事務所じゃなく小さな一歩なんですかね・・・。「クレシヨ」などと記載されるとともに、添付された画像において、小さな一歩社名義の口座情報が記載されるなどしている（甲13）。

本件元ツイート③は、本件元ツイート②と同日に投稿されたものであり、同ツイートにおいて言及されていた原告に対する懲戒請求に関連する投稿であると理解されるところ、その内容に照らすと、養育費の振込先口座が（原告の）法律事務所名義ではなく小さな一歩社名義であることを指摘した上、「非弁オセロゲーム中」、「本日は黒がかなり増えたような」、「クレシヨ」などと述べる部分において、原告が非弁行為に関与している疑いを指摘するものといえることができる。

とはいえ、上記の記述部分は、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にしても、単に原告による非弁行為への関与の疑いをごく抽象的に指摘するものにすぎず、原告による弁護士法違反を基礎付ける具体的な事実が摘示されていると解するのは困難であるし、これを裏付ける事情についての指摘もない。

よって、本件元ツイート③に、原告の社会的評価を低下させるに足りる具体的事実が摘示されているということとはできないから、これをそのまま引用した本件リツイート③もまた、原告の社会的評価を低下させる事実の摘示を含むものとはいえ、これによって原告の名誉権が侵害されたとは認められない。

(4) 本件リツイート④について

本件リツイート④の引用元である本件元ツイート④は、本文に「福永活也弁護士と、弁護士法人大本総合法律事務所に出した懲戒請求書。調査開始通知書が無事に届きました！」などと記載されるとともに、調査開始通知の書面の画像が添付されている（甲14）。

そうすると、本件元ツイート④は、匿名作成者2が原告を懲戒対象弁護士として行った懲戒請求に関して、匿名作成者2に対して調査開始通知の書面が届いた旨を摘示するものであるが、それ以上に、原告について懲戒事由を構成する具体的な事実関係についての記載は含まれておらず、原告に対する懲戒事由の存在を裏付ける

証拠等の具体的内容についての言及もない。

そうすると、本件元ツイート④を閲覧した一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にしても、匿名作成者2が、原告に対して懲戒請求を行い、調査開始通知の書面が届いたと理解するにとどまり、懲戒事由を構成する具体的事実やその存否は定かではないから、これをもって原告の社会的評価を低下させるに足りる具体的事実が摘示されているということとはできない。

したがって、このツイートを引用した本件リツイート④もまた、原告の社会的評価を低下させる事実の摘示を含むものとはいえず、これによって原告の名誉権が侵害されたとは認められない。

これに対し、原告は、本件元ツイート④は原告が弁護士法違反を行っているとの具体的事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させるものである、あるいは、弁護士である被告が本件元ツイート④の内容を拡散させることは、一般の読者にとって、本件元ツイート④に一層の信ぴょう性を与えるものである、と主張する。

しかしながら、本件元ツイート④が原告の懲戒事由を構成する具体的事実を摘示するものということとはできないことや、本件リツイート④には、本件元ツイート④についての被告自身の見解は何ら明らかにされておらず、一般の閲覧者が、本件リツイート④が弁護士である被告によるものであることをもって、本件元ツイート④において言及された懲戒請求に相応の理由があると理解するとはいえないことは、本件元ツイート②及び本件リツイート②の場合と同様であり、原告の上記主張は、採用することができない。

(5) 本件ツイート①について

本件ツイート①は、本文に「万が一にでも業務停止になったら、訴訟代理人はいったん辞任しなければならない。そのときは、ちょっと有名な一私人の事件は誰が引き継ぐのだろう。もちろん本人が名誉感情侵害や名誉権侵害を受けたとして自ら原告になっているやつはそのままだろうけど。」と記載されるとともに、アカウント名「福永活也被害者の会、代表幹事山口三尊を名乗る人物」による、「YouT

ubeをアップしました。～福永また懲戒請求される。」などと記載され、動画ファイルのリンク先を記載したツイートが引用されている（甲17）。

そうすると、本件ツイート①は、原告がまた懲戒請求されたとする動画ファイルを紹介する他の者のツイートを引用した上で、本文において、原告についての懲戒請求に対して業務停止の結論が出た場合の原告の訴訟上の立場に関して、原告は訴訟代理人をいったん辞任しなければならないこと、原告自身が原告となっている訴訟についてはそのままであることなどを指摘するものと認められる。

そして、本文の内容それ自体は、原告が懲戒請求に対して業務停止の処分を受けた場合に想定される原告の訴訟上の立場を説明するものにすぎず、このような記述それ自体が原告の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。また、本件ツイート①に引用されているツイートは、「福永また懲戒請求される。」との表題の動画ファイルを紹介するものであるが、この表題は原告がまた懲戒請求されたことを摘示するものにすぎず、それ自体は原告の懲戒事由を構成する具体的事実等を摘示するものではないから、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にしても、原告の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。

よって、本件ツイート①は、原告の社会的評価を低下させる事実の摘示を含むものではないから、これによって原告の名誉権が侵害されたとは認められない。

(6) 本件ツイート②について

本件ツイート②は、「懲戒請求再び福永活也」との表題の動画へのリンクが添付され、本文に「この動画によると、某訴訟で、原告が相談者の個人情報を含む書面を証拠提出し懲戒請求され事後的に原告が閲覧制限申立をしたようだけど、時すでに遅く、山口さんが記録閲覧を済ましていた。原告は山口さんに土下座してでも誓約書を取得しなければならないから大変だと思う。」と記載されている（甲18）。

そうすると、本件ツイート②は、原告が再び懲戒請求された旨の表題の動画を紹介するものであるが、この表題それ自体は原告の懲戒事由を構成する具体的事実等を摘示するものではないから、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にしても、

原告の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。

よって、本件ツイート②は、原告の社会的評価を低下させる事実の摘示を含むものではないから、これによって原告の名誉権が侵害されたとは認められない。

(7) 本件ツイート③について

5 本件ツイート③は、本文に「福永・高橋訴訟，原告準備書面6が裁判所には出たらしいがなぜか被告には直送なし，不陳述。次回期日までにあと1，2往復ぐらいか。おそらく次回結審。」などと記載されており，これによれば，原告と被告を当事者とする別件の訴訟に関して，裁判所に提出された原告の準備書面が被告に対して直送されていなかった旨の事実が摘示されていると認められる。

10 この点に関し，民事訴訟法規則83条は，当事者は準備書面を相手方に直送しなければならない旨を定めているものの，この条文の存在を把握していない閲覧者にとっては，上記のような事実の摘示から直ちに原告による何らかの不手際が指摘されているものと理解することは困難である。他方，この条文の存在を把握している
15 閲覧者にとっては，本件ツイート③は，同条に基づき被告に対して直送されるべき原告の準備書面が，なぜか直送されていなかった旨を指摘するものと理解されるが，実務上広く行われているファクシミリあるいは郵便による直送については，前者は，送信の際の機器の不具合等の事情により，相手方への到達を確認することができない事態が生じることがあるし，後者も，相手方への到達が期日に間に合わないなどの事態が生じることがあるから，期日までに被告に対する到達が確認できなかった
20 旨の指摘が，原告が直送を怠ったことを直ちに意味するものとは解されない。

そうすると，本件ツイート③は，一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にしても，原告の社会的評価を低下させる事実の摘示を含むものとは解されないから，これによって原告の名誉権が侵害されたとは認められない。

(8) 本件ツイート④について

25 本件ツイート④は，「福永第2訴訟は今週の金曜日に第一回期日があるのだけど，既に被告から答弁書，原告から準備書面1が出てそのなかで福永先生は初回期日

での終結を求めている。たぶん初回結審だと思っていたのだけど、さきほど福永先生から「訴えの追加的変更（請求の拡張）」という書面が直送されてきた。」と記載されており、これによれば、本件ツイート④には、原告と被告との間の別件の訴訟に関して、「今週の金曜日」（本件ツイートが投稿された8月25日は水曜日であることからすれば、同月27日を意味すると解される。）に行われる予定の第1
5 回口頭弁論期日にて口頭弁論が終結されるものと予想していたところ、原告が先ほど「訴えの追加的変更（請求の拡張）」との書面（以下「請求の拡張書面」という。）を被告に直送してきた旨の事実が摘示されているものと認められる。

この点に関し、民事訴訟法143条3項は、訴えの変更に係る書面は相手方に送
10 達しなければならない旨を定めているものの、この条文の存在を把握していない閲覧者にとっては、上記のような事実の摘示から直ちに原告による何らかの不手際が指摘されているものと理解することは困難である。他方、この条文の存在を把握している閲覧者にとっては、本件ツイート④は、同項に基づき被告に対して送達されるべき請求の拡張書面が、被告に直送された旨を指摘するものと理解されるが、送
15 達すべき書面の提出が期日の直前になった場合には、当該書面の正式な送達は期日の際に行うなどするよう手配する一方、相手方が当該書面の内容を事前に把握することができるよう、これをファクシミリ等により相手方に直送することは、実務上しばしば行われていることであるから、送達の対象となる請求の拡張書面を原告が
20 期日の2日前に被告に直送してきた旨の指摘が、原告が民事訴訟法143条3項の存在を失念していたことを直ちに意味するものとは解されない。

そうすると、本件ツイート④は、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にしても、原告の社会的評価を低下させる事実の摘示を含むものとは解されないから、これによって原告の名誉権が侵害されたとは認められない。

(9) 小括

25 以上によれば、本件リツイート①～④、本件引用リツイート①及び本件ツイート①～④は、いずれも原告の名誉権を侵害するものとは認められず、この点について

の原告の主張は、採用することができない。

なお、原告の主張には、被告が、上記各ツイート又はリツイートの前後に、被告アカウントを用いて、原告に対する批判的意見や嘲笑的意見を中心とする多数のツイートを行っており、同アカウントの一般読者は、被告による原告に関する投稿が、
5 基本的に原告を批判し嘲笑するものであることを期待、想定して同アカウント上の
ツイートを閲覧している旨の部分がある。しかしながら、原告の指摘するこのよう
な事情から直ちに、本件リツイート①～④、本件引用リツイート①及び本件ツイ
ート①～④のそれぞれについて、原告の社会的評価を低下させる事実の摘示が含ま
れることとなるものではないから、原告の上記主張は、採用することができない。

10 2. 争点3について

原告の行ったツイートが原告の著作物に当たるとして、その複製権及び公衆送信
権侵害を理由に不法行為に基づく損害賠償請求をするためには、原告の著作物に当
たる原告によるツイートの存在、並びに、それについての複製権及び公衆送信権の
侵害行為に当たる事実を、具体的に特定して主張する必要があると解される。

15 しかるに、原告は、単に、本件リツイート⑤において引用されている本件元ツイ
ート⑤が、原告の著作物である原告のツイートを原告に無断で転載して共有するた
めのサイトを案内していると主張するのみで、侵害の対象となる著作物に該当する
原告のツイートを具体的に特定しておらず、また、それについて複製権及び公衆送
信権の侵害行為に当たる事実を、具体的に特定していない。

20 よって、このような原告の主張は、失当である。

第4 結論

よって、原告の請求は、その余の争点について判断するまでもなく理由がないか
らこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

25

裁 判 官

田中正哉

(別紙)

投稿記事目録

①本件元ツイート①

●投稿内容

【開示請求が飛んでくる魔法の言葉】

・ はあちゅう

「妊活詐欺」

「血液クレンジング」

「薬機法違反」

「ステマ」

「偽医療」

「はあちゅうサロンのレイプ事件隠蔽」

・ 福永活也

「ガムテープ」

「賭博罪」

「パパ活也」

・ その他の危険地帯

箕輪厚介、光本勇介、立花孝志、ゆたぼん

●投稿日時

令和3年7月12日8時51分

●投稿 URL

<https://twitter.com/konoyubitomenai/status/1414371760405811203>

②本件元ツイート②

●投稿内容

#小さな一歩

がせっかく話題になっているので、フライングで報告します。

エイプリルフールに、福永活也弁護士と大本総合法律事務所に懲戒請求を出しています。

(現在、調査開始通知書待ち)

●添付画像内の記載 (一部抜粋)

弁護士法第 26 条、第 27 条、第 72 条の違反、及び弁護士職務規定第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 29 条違反につき、弁護士法第 56 条による東京弁護士会所属、福永活也弁護士の懲戒を求める

●投稿日時

令和 3 年 4 月 8 日 12 時 46 分

●投稿 URL

https://twitter.com/juken_oodorii/status/1380004172955705351

③本件元ツイート③

●投稿内容

本日は黒がかなり増えたような…

福永センセと非弁オセロゲーム中。

なぜ養育費の振り込み口座番号が、法律事務所じゃなく小さな一歩な
んですかね…。

クロデショ(。ω。)/ ●

●投稿日時

令和3年4月8日19時9分

●投稿 URL

https://twitter.com/juken_oodorii/status/1380100456630734850

④本件元ツイート④

●投稿内容

福永活也弁護士と、弁護士法人大本総合法律事務所に出した懲戒請求書。

調査開始通知書が無事に届きました！

(*ゝ*)ゞ

全文は山口さんのブログからそのうち出ると思います。

追加書面の参考になりますので、ビシバシ辛口論評を頂けると泣いて喜びます!!

#福永活也 #大本総合法律事務所

●投稿日時

令和3年4月10日11時29分

●投稿 URL

https://twitter.com/juken_oodorii/status/1380709427985096704

⑤本件ツイート①

●投稿内容

万が一にでも業務停止になったら，訴訟代理人はいったん辞任しなければならない。そのときは，ちょっと有名な一私人の事件は誰が引き継ぐのだろう。もちろん本人が名誉感情侵害や名誉権侵害を受けたとして自ら原告になっているやつはそのままだろうけど。

●投稿日時

令和3年5月14日7時10分

●投稿 URL

<https://twitter.com/kamatatylaw/status/1392965439639097346>

⑥本件ツイート②

●投稿内容

この動画によると，某訴訟で，原告が相談者の個人情報を含む書面を証拠提出し懲戒請求され事後的に原告が閲覧制限申立をしたようだけど，時すでに遅く，山口さんが記録閲覧を済ましていた。原告は山口さんに土下座してでも誓約書を取得しなければならないから大変だと思う。

●投稿日時

令和3年5月29日7時42分

●投稿 URL

<https://twitter.com/kamatatylaw/status/1398409482011508738>

⑦本件ツイート③

●投稿内容

福永・高橋訴訟、原告準備書面6が裁判所には出たらしいがなぜか被告には直送なし、不陳述。次回期日までにあと1、2往復ぐらいか。おそらく次回結審。補助参加は「きよひ」を判断するとのことで、拒否ではなく許否。「2-3割」「裁判官ガチャ」ツイの証拠の成立の真正は原告は争わないとのこと。

●投稿日時

令和3年6月28日11時26分

●投稿URL

<https://twitter.com/kamatatylaw/status/1409337349960470531>

(別紙)

投稿記事目録

⑧本件引用ツイート①

●投稿内容

これが請求原因 1 単なる注意喚起にすぎないと思う

mobile.twitter.com/konoyubitomena...

「【開示請求が飛んでくる魔法の言葉】

・はあちゅう

「妊活詐欺」

「血液クレンジング」

「薬機法違反」

「ステマ」

「偽医療」

「はあちゅうサロンのレイプ事件隠蔽」

・福永活也

「ガムテープ」

「賭博罪」

「パパ活也」」

●引用されている元ツイートの内容

①本件元ツイート①と同様

●投稿日時

令和 3 年 8 月 17 日 12 時 17 分

● 投稿 URL

<https://twitter.com/kamatatylaw/status/1427469722694524933>

⑨ 本件ツイート④

● 投稿内容

福永第2訴訟は今週の金曜日に第一回期日があるのだけど、既に被告から答弁書、原告から準備書面1が出てそのなかで福永先生は初回期日での終結を求めている。たぶん初回結審だと思っていたのだけど、さきほど福永先生から「訴えの追加的変更(請求の拡張)」という書面が直送されてきた。

● 投稿日時

令和3年8月25日10時41分

● 投稿 URL

<https://twitter.com/kamatatylaw/status/1430344536597753860>

(別紙)

投稿記事目録

⑩本件元ツイート⑤

●投稿内容

地味なところですが、
各ツイートの日付のところを長押しすると、
TwitterのURLが取れます👍🌟
ツイ消ししたもののでも大丈夫👍

●投稿日時

令和3年4月11日19時20分

●投稿URL

<https://twitter.com/necopippipi/status/1381190448291586051>